

4 栃木県国民健康保険運営方針の一部改定案 について

R8(2026).2.10

栃木県保健福祉部国保医療課

栃木県国民健康保険運営方針の一部改定案について

1 趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）による改正後の国民健康保険法の施行（令和8年4月1日施行予定）に伴い、栃木県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）において子ども・子育て支援納付金の算定方法を定めるため、その一部改定を行うもの。

2 運営方針の一部改定案について

一部改定案は次のとおり。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 第1章、第2章 略 | 第1章、第2章 略 |
| 第3章 市町における保険税の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 | 第3章 市町における保険税の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 |
| 1・2 略 | 1・2 略 |
| 3 納付金、標準保険料率の算定方法 (1) 納付金の算定方法 納付金の算定式は、国のガイドライン（ 令和8年1月15日付け保発0115第14号 厚生労働省保険局長通知）に準ずる。 | 3 納付金、標準保険料率の算定方法 (1) 納付金の算定方法 納付金の算定式は、国のガイドライン（ 令和3年9月15日付け保発0915第5号 厚生労働省保険局長通知）に準ずる。 |
| ① 略 | ① 略 |
| ② 所得水準（所得係数 β の設定の仕方） 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、 子ども・子育て支援納付金分 それぞれについて、全国平均の所得水準を1とした場合の本県の所得水準に応じて、毎年度国から設定される係数（ β ）により決定する。 | ② 所得水準（所得係数 β の設定の仕方） 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分_____それぞれについて、全国平均の所得水準を1とした場合の本県の所得水準に応じて、毎年度国から設定される係数（ β ）により決定する。 |

栃木県国民健康保険運営方針の一部改定案について

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>③～⑤ 略</p> <p>⑥ 納付金の算定方式 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、<u>子ども・子育て支援納付金分</u>それぞれ3方式とする。</p> <p>⑦・⑧ 略</p> <p>(2) 標準保険料率の算定方法</p> <p>① 標準的な保険料算定方式 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、<u>子ども・子育て支援納付金分</u>それぞれ3方式とする。</p> | <p>③～⑤ 略</p> <p>⑥ 納付金の算定方式 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分_____それぞれ3方式とする。</p> <p>⑦・⑧ 略</p> <p>(2) 標準保険料率の算定方法</p> <p>① 標準的な保険料算定方式 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分_____それぞれ3方式とする。</p> |

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月末までに運営方針の一部改定を行う。